

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 8 年 1 月 23 日

福島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

公 告 日	令和 8 年 1 月 9 日
件 名	不用パソコン等のデータ消去等業務及び売払い用務
質 問 事 項	
入札書の記載について、消去等費用から売買代金（買取額）を差し引いた金額（差引総額）が 0 円となっても問題ないか。	
回 答 事 項	
問題ありません。 ただし、不用パソコン等のデータ消去等業務及び売払い用務の契約のため、消去等費用と売買代金（買取額）をどちらも 0 円として差引総額を 0 円とすることはできません。	